

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：日本紙パルプ商事株式会社

住所：東京都中央区勝どき3丁目12番1号フォアフロントタワー

2. 指名停止措置期間 自 令和6年6月14日 2ヶ月

至 令和6年8月13日

### 3. 事実概要

日本紙パルプ商事株式会社は、公正取引委員会より、令和6年3月14日(木)、国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札等において、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564